

(2)については、厚生労働省への提出を除く。)を満たすことを示す書類を保存していること。

b 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(L I F E)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

c ADL維持等加算(I)又は(II)の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F Eを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認すること。

ト 令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間とする。ただし、令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして市町村長に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができる。

a 令和2年4月から令和3年3月までの期間

b 令和2年1月から令和2年12月までの期間

チ 令和4年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。

(9) 入浴介助加算について

3の2(8)を準用する。

(10) 若年性認知症利用者受入加算について

3の2(14)を準用する。

(11) 栄養アセスメント加算について

3の2(15)を準用する。

(12) 栄養改善加算について

(6) 入浴介助加算について

3の2(7)を準用する。

(7) 若年性認知症利用者受入加算について

3の2(13)を準用する。

(新設)

(8) 栄養改善加算について

- 3の2(16)を準用する。
- (13) 口腔・栄養スクリーニング加算について  
3の2(17)を準用する。
- (14) 口腔機能向上加算について  
3の2(18)を準用する。
- (15) 科学的介護推進体制加算について  
3の2(19)を準用する。
- (16) 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護を行う場合について  
3の2(20)を準用する。
- (17) 送迎を行わない場合の減算について  
3の2(21)を準用する。
- (18) サービス提供体制強化加算について  
① 2(16)④から⑦まで及び3の2(25)②を準用する。  
② (略)
- (19) (略)
- (20) 介護職員処遇改善加算について  
2(17)を準用する。
- (21) 介護職員等特定処遇改善加算について  
2(18)を準用する。
- 5 小規模多機能型居宅介護費
- (1) (略)
- (2) 短期利用居宅介護費について  
① (略)  
② 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。

- 3の2(14)を準用する。
- (9) 栄養スクリーニング加算について  
3の2(15)を準用する。
- (10) 口腔機能向上加算について  
3の2(16)を準用する。  
(新設)
- (11) 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護を行う場合について  
3の2(17)を準用する。
- (12) 送迎を行わない場合の減算について  
3の2(18)を準用する。
- (13) サービス提供体制強化加算について  
① 2(15)④から⑦まで及び3の2(22)②を準用する。  
② (略)
- (14) (略)
- (15) 介護職員処遇改善加算について  
2の(16)を準用する。
- (16) 介護職員等特定処遇改善加算について  
2(17)を準用する。
- 5 小規模多機能型居宅介護費
- (1) (略)
- (2) 短期利用居宅介護費について  
① (略)  
② 宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。  
(短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式)  
当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数)÷当該事業所の登録定員(小数点第1位以下四捨五入)  
例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、 $9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。このため、宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。